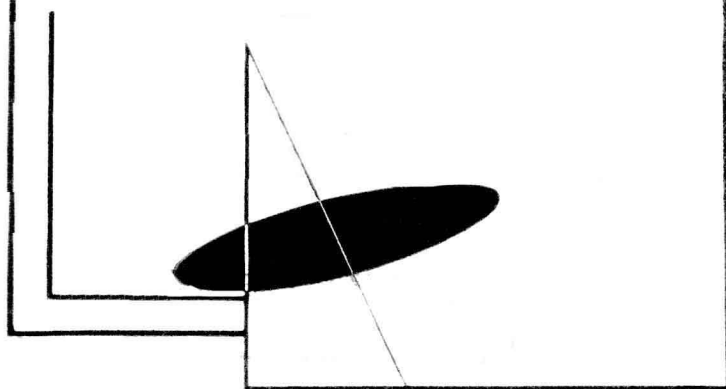


吉三心
諭鑑天
澤村倉
福内岡
集

現代日本文學全集

51



筑 摩 書 房 版

吉三心 集
諭鑑天
澤村倉
福内岡

昭和三十三年八月一日 印刷
昭和三十三年八月五日 發行

著者

福^{みく}澤^{ざは}諭^ゆ
内^{うち}村^{むら}鑑^{かん}
岡^{おか}倉^{くら}天^{てん}
心^{しん}三^{ざう}吉^{きち}

發行者

古田 晁

印刷者

山田 一雄

發行所

筑摩書房

〔電話〕東京二九局(29)七六五一(代表)
振替 東京 一六五七六八

製本 印刷 株式會社 精興社
有限會社 美行製本所

福澤諭吉集 目次

學問のすすめ 五

福翁自傳 五一

内村鑑三集 目次

基督信徒のなぐさめ 一七二

後世への最大遺物 一九九

宗教と文學 二二九

時 論 二四三

時勢の觀察 二四三

失望と希望 二五七

戦争廢止論 二六二

平和の福音 二六二

戦時に於ける非戦主義者の態度 二六四

日露戦争より余が受けし利益 二六八

福澤諭吉集

自から努力して自から食ふは

人生獨立の本源なり獨立

自尊の人自努力自治の人なり

さる可なり

學問のすすめ

合本學問之勸序

本編は余が讀書の餘暇隨時に記す所にして、明治五年二月第一編を初として、同九年十一月第十七編を以て終り、發兌の全數、今日に至るまで凡七十萬冊にして、其中初編は二十萬冊に下らず。之に加るに前年は版權の法嚴ならずして偽版の流行盛なりしことなれば、其數も亦十數萬なる可し。假に初編の眞偽版本を合して二十二萬冊とすれば、之を日本の人口三千五百萬に比例して、國民百六十名の一名は必ず此書を讀たる者なり。古來稀有の發兌にして、亦以て文學の急進の大勢を見るに足る可し。書中所記の論説は隨時急須の爲にする所もあり、又遠く見る所もありて、忽々筆を下したるものなれば、每編意味の甚だ近淺なるあらん、又迂闊なるが如きもあらん。今これを合して一本と爲し、一時合本を通讀するときは、或は前後の論脈相通ぜざる

に似たるものあるを覺ふ可しと雖ども、少しく心を潜めて其文を外にし其意を玩味せば、論の主義に於ては決して違ふなきを發明す可きのみ。發兌後既に九年を経たり。先進の學者、苟も前の散本を見たるものは固より此合本を讀む可きに非ず。合本は唯今後進歩の輩の爲にするものなれば、聊か本編の履歷及び其體裁の事を記すこと斯の如し。

明治十三年七月三十日

福澤諭吉記

學問のすすめ初編

天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと云へり。されば天より人生ずるには、萬人は萬人皆同じ位にして、生れながら貴賤上下の差別なく、萬物の靈たる身と心との働を以て天地の間にあるよろづの物を資り、以て衣食住の用を達し、自由自在、互に人の妨をなさずして各安樂に此世を渡らしめ給ふの趣意なり。されども今廣く此人間世界を見渡すに、かしこき人あり、おろかなる人あり、貧しきもあり、富めるもあり、貴人もあり、下人もありて、其様雲と泥との相違あるに似たるは何ぞや。其次第甚だ明なり。實語教に、人學ばざれば智なし、智なき者は愚人なりとあり。されば賢人と愚人との別は學ぶと學ばざるとに由て出来るものな

り。又世の中にむづかしき仕事もあり、やすき仕事もあり、其むづかしき仕事をする者を身分重き人と名づけ、やすき仕事をする者を身分輕き人と云ふ。都て心を用ひ心配する仕事はむづかしくして、手足を用る力役はやすし。故に醫者、學者、政府の役人、又は大なる商賣をする町人、夥多の奉公人を召使ふ大百姓などは、身分重くして貴き者と云ふべし。身分重くして貴ければ自から其家も富で、下々の者より見れば及ぶべからざるやうなれども、其本を尋れば唯其人に學問の力あるとなきとに由て其相違も出來たるのみにて、天より定たる約束にあらず。諺に云く、天は富貴を人に與へずしてこれを其人の働に與る者なりと。されば前にも云へる通り、人は生れながらにして貴賤貧富の別なし。唯學問を勤て物事をよく知る者は貴人となり富人となり、無學なる者は貧人となり下人となるなり。

學問とは、唯むづかしき字を知り、解し難き古文を讀み、和歌を樂み、詩を作るなど、世上に實のなき文學を云ふにあらず。これ等の文學も自から人の心を悦ばしめ隨分調法なるものなれども、古來世間の儒者和學者などの申すやうさまであがめ貴むべきものにあらず。古來漢學者に世帯持の上手なる者も少く、和歌をよくして商賣に巧者なる町人も稀なり。これがため心ある町人百姓は、其子の學問に出精するを見て、やがて身代を持嗣すならんとて親心に心配する者あり。無理ならぬことなり。畢竟其學問の實

に遠くして日用の間に合はぬ證據なり。されば今斯る實なき學問は先づ次にし、専ら勤むべきは人間普通日用に近き實學なり。譬へば、いは四十七文字を習ひ、手紙の文言、帳合の仕方、算盤の稽古、天秤の取扱等を心得、尙又進で學ぶべき箇條は甚だ多し。地理學とは日本國中は勿論世界萬國の風土道案内なり。究理學とは天地萬物の性質を見て其働を知る學問なり。歴史とは年代記のくはしき者にて萬國古今の有様を詮索する書物なり。經濟學とは一身一家の世帯より天下の世帯を説きたるものなり。脩身學とは身の行を脩め人に交り此世を渡るべき天然の道理を述たるものなり。是等の學問をするに、何れも西洋の翻譯書を取調べ、大抵の事は日本の假名にて用を便じ、或は年少にして文才ある者へは横文字をも讀ませ、一科一學も實事を押へ、其事に就き其物に従ひ、近く物事の道理を求めて今日の用を達すべきなり。右は人間普通の實學にて、人たる者は貴賤上下の區別なく皆悉くたしなむべき心得なれば、此心得ありて後に士農工商各其分を盡し銘々の家業を營み、身も獨立し家も獨立し天下國家も獨立すべきなり。

學問をするには分限を知る事肝要なり。人の天然生れ附は、繋がれず縛られず、一人前の男は男、一人前の女は女にて、自由自在なる者なれども、唯自由自在とのみ唱へて分限を知らざれば我儘放蕩に陥ること多し。即ち其分限とは、天の道理に基き人の情に従ひ、他人の妨を爲さずして我一身の自由を達することなり。自由と我儘との界は、他人の妨を爲すと爲さざるとの間にあり。譬へば自分の金銀を費して爲すことなれば、假令ひ酒色に耽り放蕩を盡すも自由自在なるべきに似たれども、決して然らず、一人の放蕩は諸人の手本となり遂に世間の風俗を亂りて人の教に妨を爲すやゆゑに、其費す所の金銀は其人のものたりとも其罪許すべからず。又自由獨立の事は人の一身に在るのみならず一國の上にもあることなり。我日本は亞細亞洲の東に離れたる一個の島國にて、古來外國と交を結ばず獨り自國の產物のみを衣食して不足と思ひしこともなかりしが、嘉永年中アメリカ人渡來せしより外國交易の事始り今日の有様に及びしことにて、開港の後も色々議論多く鎖國攘夷などとやかましく云ひし者もありしかども、其見る所甚だ狭く、諺に云ふ井の底の蛙にて其議論取るに足らず。日本とても西洋諸國とても同じ天地の間にありて、同じ日輪に照らされ、同じ月を眺め、海を共にし、空氣を共にし、情合相同じき人民なれば、ここに餘るものは彼に渡し、彼に餘るものは我に取り、互に相教へ互に相學び、恥ることもなく誇ることもなく、互に便利を達し互に其幸を祈り、天人人道に従て互の交を結び、理のためにはアフリカの黒奴にも恐入り、道のためには英吉利、亞米利加の軍艦をも恐れず、國の恥辱とありては日本國中の人民一人も残らず命を棄てて國の威光を落さざるこそ、一國の自由獨立と申すべきなり。然るを支那人などの如く、我國より外に國なき如く、

外國の人を見ればひとくちに夷狄々と唱へ、四足にてある畜類のやうにこれを賤しめこれを嫌らひ、自國の力をめ計らずして妄に外國人を追拂はんとし、却て其夷狄に窘めらるるなどの始末は、實に國の分限を知らず、一人の身の上にて云へば天然の自由を達せずして我儘放蕩に陥る者と云ふべし。王制一度新なりしより以來、我日本の政風大に改り、外は萬國の公法を以て外國に交り、内は人民に自由獨立の趣旨を示し、既に平民へ苗字乘馬を許せしが如きは開闢以來の一美事、士農工商四民の位を一様にするの基ここに定りたりと云ふべきなり。されば今より後は日本國中の人民に、生れながら其身に附たる位などと申すは先づなき姿にて、唯其人の才徳と其居處とに由て位もあるものなり。譬へば政府の官吏を粗略にせざるは當然の事なれども、こは其人の身の貴きにあらざ、其人の才徳を以て其役義を勤め、國民のために貴き國法を取扱ふがゆゑにこれを貴ぶのみ。人の貴きにあらず、國法の貴きなり。舊幕府の時代、東海道に御茶壺の通行せしは、皆人の知る所なり。其外御用の鷹は人よりも貴く、御用の馬には往來の旅人も路を避る等、都て御用の二字を附れば石にても瓦にても恐ろしく貴きものやうに見え、世の中の人々數千百年の古よりこれを嫌ひながら又自然に其仕來に慣れ、上下互に見苦しき風俗を成せしことなれども、畢竟是等は皆法の貴きにもあらず、品物の貴きにもあらず、唯徒に政府の威光を張り人を畏して人の自由

を妨げんとする卑怯なる仕方にて、實なき虚威と云ふものなり。今日に至りては最早全日本國内に斯る淺ましき制度風俗は絶てなき筈なれば、人々安心いたし、かりそめにも政府に對して不平を抱くことあらば、これを包みかくして暗に上を怨むることなく、其路を求め其筋に由り、靜にこれを訴て遠慮なく議論すべし。天理人情にさへ叶ふ事ならば、一命をも抛て争ふべきなり。是即ち一國人民たる者の分限と申すものなり。

前條に云へる通り、人の一身も一國も、天の道理に基て不羈自由なるものなれば、若し此一國の自由を妨げんとする者あらば世界萬國を敵とするも恐るるに足らず、此一身の自由を妨げんとする者あらば政府の官吏も憚るに足らず。ましてこのごろは四民同等の基本も立ちしことなれば、何れも安心いたし、唯天理に従て存分に事を爲すべしとは申ながら、凡そ人たる者は夫の身分あれば、亦其身分に従ひ相應の才徳なかるべからず。身に才徳を備んとするには物事の理を知らざるべからず。物事の理を知らんとするには字を學ばざるべからず。是即ち學問の急務なる譯なり。昨今の有様を見るに、農工商の三民は其身分以前に百倍し、やがて士族と肩を並るの勢に至り、今日にても三民の内に人物あれば政府の上に採用せらるべき道既に開けたることなれば、よく其身分を顧み、我身分を重きものと思ひ、卑劣の所行あるべからず。凡そ世の中に無知文盲の民ほど憐むべく亦惡むべきものはあらず。智慧なきの極は恥を知らざるに至

り、己が無智を以て貧窶に陥り飢寒に迫るときは、己が身を罪せずして妄に傍の富める人を怨み、甚しきは徒黨を結び強訴一揆などして亂妨に及ぶことあり。恥を知らざると云はん、法を恐れずと云はん。天下の法度を頼て其身の安全を保ち其家の渡世をいたしながら、其頼む所のみを頼て、己が私欲の爲には又これを破る前後不都合の次第ならずや。或はたまたま身本體にして相應の身代ある者も、金錢を貯ることを知りて子孫を教ることを知らず。教へざる子孫なれば其愚なるも亦怪むに足らず。遂には遊惰放蕩に流れ、先祖の家督をも一朝の煙となす者少からず。斯る愚民を支配するには逆も道理を以て諭すべき方便なれば、唯威を以て畏すのみ。西洋の諺に愚民の上に苛き政府ありとはこの事なり。こは政府の苛きにあらざ、愚民の自から招く災なり。愚民の上に苛き政府あれば、良民の上には良き政府あるの理なり。故に今我日本國においても此人民ありて此政治あるなり。假に人民の德義今日よりも衰へて尙無學文盲に沈むことあらば、政府の法も今一段嚴重になるべく、若し又人民皆學問に志して物事の理を知り文明の風に赴くことあらば、政府の法も尙又寛仁大度の場合に及ぶべし。法の苛きと寛やかなるとは、唯人民の德不徳に由て自から加減あるのみ。人誰か苛政を好て良政を惡む者あらん、誰か本國の富強を祈らざる者あらん、誰か外國の悔を甘んずる者あらん、是即ち人たる者の常の情なり。今の世に生れ報國の心あらん者は、

必ずしも身を苦しめ思を焦すほどの心配あるにあらず。唯其大切な目當は、この人情に基きて先づ一身の行ひを正し、厚く學に志し博く事を知り、銘々の身分に相應すべきほどの智徳を備へて、政府は其政を施すに易く諸民は其支配を受けて苦しみなきやう、互に其所を得て共に全國の太平を護らんとするの一事のみ、今余輩の勸る學問も専らこの一事を以て趣旨とせり。

端書

此度余輩の故郷中津に學校を開くに付、學問の趣意を記して舊く交りたる同郷の友人へ示さんがため一冊を綴りしかば、或人これを見て云く、この冊子を獨り中津の人へのみ示さんより、廣く世間に布告せば其益も亦廣かるべしとの勸に由り、乃ち慶應義塾の活字版を以てこれを摺り、同志の一覽に供ふるなり。

明治四年未十二月

(明治五年二月)

學問のすすめ二編

端書

學問とは廣き言葉にて、無形の學問もあり、

有形の學問もあり。心學、神學、理學等は形なき學問なり。天文、地理、窮理、化學等は形ある學問なり。何れにても皆知識見聞の領分を廣くして、物事の道理を辨へ、人たる者の職分を知るることなり。知識見聞を開くためには、或は人の言を聞き、或は自ら工夫を運らし、或は書物をも讀ざる可らず。故に學問には文字を知ること必用なれども、古來世の人の思ふ如く、唯文字を讀むのみを以て學問とするは大なる心得違なり。文字は學問をするための道具にて、譬へば家を建るに槌鋸の入用なるが如し。槌鋸は普請に缺く可らざるの道具なれども、其道具の名を知るのみにて家を建ることを知らざる者はこれを大工と云ふ可らず。正しくこの譯にて、文字を讀むことのみを知て物事の道理を辨へざる者はこれを學者と云ふ可らず。所謂論語よみの論語しらずとは即是なり。我邦の古事記は語訃すれども今日の米の相場を知らざる者は、これを世帶の學問に暗き男と云ふ可し。經書史類の奥義には達したれども商賈の法を心得て正しく取引を爲すこと能はざる者は、これを帳合の學問に拙なき人と云ふ可し。數年の辛苦を嘗め數百の執行金を費して洋學は成業したれども、尙も一個私立の活計を爲し得ざる者は、時勢の學問に疎き人なり。是等の人物は唯これを文字の間屋と云ふ可きのみ。其功能は飯を喰ふ字引に異ならず。國のためには無用の長物、經濟を妨る食客と云うて可なり。故に世帶も學問なり、帳合も學問なり、時勢を察するも亦學問な

り。何ぞ必ずしも和漢洋の書を読むのみを以て學問と云ふの理あらんや。此書の表題は學問のすすめと名けたれども、決して字を讀むことのみを勸るに非ず。書中に記す所は、西洋の諸書より或は其文を直に譯し或は其意を譯し、形あることにても形なきことにても、一般に人の心得と爲る可き事柄を學問の大趣意を示したるものなり。先きに著したる一冊を初編と爲し、尙其意を擴て此度の二編を綴り、次で三四編にも及ぶ可し。

人は同等なる事

初編の首に、人は萬人皆同じ位にて生れながら上下の別なく自由自在云々とあり。今此義を擴て云はん。人の生るるは天の然らしむる所にて人力に非ず。この人々互に相敬愛して各其職分を盡し互に相妨ることなき所以は、もと同類の人間にして共に一天を與にし共に與に天地の間の造物なればなり。譬へば一家の内にて兄弟相互に睦しくするは、もと同一家の兄弟にして共に一父一母を與にするの大倫あればなり。

故に今、人と人との釣合ひを問へばこれを同等と云はざるを得ず。但し其同等とは有様の等しきを云ふに非ず、權理通義の等しきを云ふなり。其有様を論ずるときは、貧富強弱智愚の差あること甚しく、或は大名華族とて御殿に住居し美服美食する者もあり、或は人足とて裏店に借屋して今日の衣食に差支る者もあり、或は才

智逞うして役人と爲り商人と爲りて天下を動かす者もあり、或は智慧分別なくして生涯飢やをこしを賣る者もあり、或は強き相撲取りあり、或は弱き御姫様あり、所謂雲と泥との相違なれども、又一方より見て、其人々持前の權理通義を以て論ずるときは、如何にも同等にして一厘一毛の輕重あることなし。即ち其權理通義とは、人々其命を重んじ、其身代所持の物を守り、其面目名譽を大切にすることの大義なり。天の人を生ずるや、これに體と心との働を與へて、人々をしてこの通義を遂げしむるの仕掛を設けたるものなれば、何等の事あるも人力を以てこれを害す可らず。大名の命も人足の命も、命の重きは同様なり。豪商百萬兩の金も、飴やをこし四文の錢も、己が物として之を守るの心は同様なり。世の惡しき謔に、泣く子と地頭には叶はずと。又云く、親と主人は無理を云ふものなどとして、或は人の權理通義をも枉ぐ可きものやう唱る者あれども、こは有様と通義とを取違へたる論なり。地頭と百姓とは、有様を異にすれども其權理を異にするに非ず。百姓の身に痛きことは地頭の身に痛き筈なり、地頭の口に甘きものは百姓の口に甘からん。痛きものを遠ざけ甘きものを取るのは人の情欲なり、他の妨を爲さずして達す可きの情を達するは即ち人の權理なり。此權理に至ては地頭も百姓も厘毛の輕重あることなし。唯地頭は富て強く、百姓は貧にして弱きのみ。貧富強弱は人の有様に固より同じかる可らず。然るに今富強の勢を以て貧弱なる者

へ無理を加へんとするは、有様の不同なるが故にとて他の權理を害するにあらずや。これを譬へば力士が我に腕の力ありとて、其力の勢を以て鄰の人の腕を捻り折るが如し。鄰の人の力は固より力士よりも弱かる可けれども、弱ければ弱きままにて其腕を用ひ自分の便利を達して差支なき筈なるに、謂れなく力士のために腕を折らるるは迷惑至極と云ふ可し。

又右の議論を世の中の事に當はめて云はん。舊幕府の時代には士民の區別甚しく、士族は妄に權威を振ひ、百姓町人を取扱ふこと目の下の罪人の如くし、或は切捨御免などの法あり。此法に據れば、平民の生命は我生命に非ずして借物に異ならず。百姓町人は由縁もなき士族へ平身低頭し、外に在ては路を避け、内に在て席を譲り、甚しきは自分の家に飼たる馬にも乗られぬ程の不便利を受けたるはけしからぬことならずや。

右は士族と平民と一人づつ相對したる不公平なれども、政府と人民との間柄に至ては尙これよりも見苦しきことあり。幕府は勿論、三百諸侯の領分にも各小政府を立てて、百姓町人を勝手次第に取扱ひ、或は慈悲に似たることあるも其實は人に持前の權理通義を許すことなくして、實に見るに忍びざること多し。抑も政府と人民との間柄は、前にも云へる如く、唯強弱の有様を異にするのみにて權理の異同あるの理なし。百姓は米を作て人を養ひ、町人は物を賣買して世の便利を達す。是即ち百姓町人の商賣なり。

政府は法令を設けて惡人を制し善人を保護す。是即ち政府の商賣なり。この商賣を爲すには莫大の費なれども、政府には米もなく金もなくきゆゑ、百姓町人より年貢運上を出して政府の勝手方を賄はんと、雙方一致の上相談を取極めたり。是即ち政府と人民との約束なり。故に百姓町人は年貢運上を出して固く國法を守れば、其職分を盡したりと云ふ可し。政府は年貢運上を取て正しく其使拂を立てて人民を保護すれば、其職分を盡したりと云ふ可し。雙方既に其職分を盡して約束を違ふることなき上は、更に何等の申分もある可らず、各其權理通義を遑うして少しも妨を爲すの理なし。然るに幕府のとき政府のこゝとを御上様と唱へ、御上の御用とあれば馬鹿に威光を振ふのみならず、道中の旅籠までもただ喰ひ倒し、川場に錢を拂はず、人足に賃錢を興へず、甚しきは旦那が人足をゆすりて酒代を取るに至れり。沙汰の限りと云ふ可し。或は殿様のものずきにて普請をする歟、又は役人の取計にていらざる事を起し、無益に金を費して入用不足すれば、色々言葉葉を飾て年貢を増し御用金を云付け、これを御國恩に報ると云ふ。抑も御國恩とは何事を指すや。百姓町人等が安穩に家業を営み盜賊ひとごろしの心配もなくして渡世するを、政府の御恩と云ふこととなる可し。固より斯く安穩に渡世するは政府の法あるがためなれども、法を設て人民を保護するはもと政府の商賣柄にて當然の職分なり。これを御恩と云ふ可らず。政府若し人民に對し其保護を以て御恩

とせば、百姓町人は政府に對し其年貢運上を以て御恩と云はん。政府若し人民の公事訴訟を以て御上の御厄介と云はば、人民も亦云ふ可し。十俵作出したる米の内より五俵の年貢を取らるるは百姓のために大なる御厄介なりと。所謂賣言葉に買言葉にて、はてしもあらず。兎に角に等しく恩のあるものならば、一方より禮を云て一方より禮を云はざるの理はなかる可し。斯る惡風俗の起りし由縁を尋るに、其本は人間同等の大趣意を誤りて、貧富強弱の有様を惡しき道具に用ひ、政府富強の勢を以て貧弱なる人民の權理通義を妨るの場合に至りたるなり。故に人たる者は常に同位同等の趣意を忘る可らず。人間世界に最も大切なことなり。西洋の言葉にてこれを「レシプロシチ」又は「エクウワリチ」と云ふ。即ち初編の首に云へる萬人同じ位とはこの事なり。右は百姓町人に左祖して思ふさまに勢を張れと云ふ議論なれども、又一方より云へば別に論ずることあり。凡そ人を取扱ふには、其相手の人物次第にて自から其法の加減もなかる可らず。元來人民と政府との間柄はもと同一體にて其職分を區別し、政府は人民の名代と爲りて法を施し、人民は必ず此法を守る可しと、固く約束したるものなり。譬へば今、日本國中にて明治の年號を奉ずる者は、今の政府の法に従ふ可しと條約を結びたる人民なり。故に一度び國法と定りたることは、假令ひ或は人民一個のために不便利あるも、其改革まではこれを動かすを得ず。

小心翼翼謹て守らざる可らず。是即ち人民の職分なり。然るに無學文盲、理非の理の字も知らず、身に覺えたる藝は飲食と寢ると起るとのみ、其無學のくせに慾は深く、目の前に人を欺て巧に政府の法を通れ、國法の何物たるを知らず、己が職分の何物たるを知らず、子をばよく生めども其子を教ふるの道を知らず、所謂恥も法も知らざる馬鹿者にて、其子孫繁昌すれば一國の益は爲さずして却て害を爲す者なきに非ず。斯る馬鹿者を取扱ふには、逆も道理を以てす可らず、不本意ながら力を以て威し、一時の大害を鎮むるより外に方便あることなし。是即ち世に暴政府のある所以なり。獨我舊幕府のみならず、亞細亞諸國古來皆然り。されば一國の暴政は必ずしも暴君暴吏の所爲のみに非ず、其實は人民の無智を以て自から招く禍なり。他人にけしかけられて暗殺を企てる者あり、新法を誤解して一揆を起す者あり、強訴を名として金持の家を毀ち酒を飲み錢を盗む者あり。其舉動は殆ど人間の所業と思はれず。斯る賊民を取扱ふには、釋迦も孔子も名案なきは必定、是非とも苛刻の政を行ふことなるべし。故に云く、人民若し暴政を避けんと思せば、速に學問に志し自から才徳を高くして、政府と相對し同位同等の地位に登らざる可らず。是即ち余輩の勸る學問の趣意なり。

(明治六年十一月)

學問のすすめ三編

國は同等なる事

凡そ人とさへ名あれば、富めるも貧しきも強きも弱きも人民も政府も其權義に於て異なるなしとのことは、第二編に記せり。二編にある權義通ここには唯權義と記したり。何れも。英語の「ライイト」と云ふ字に當る。今この義を擴て國と國との間柄を論ぜん。國とは人の集りたるものにて、日本國は日本人の集りたるものなり、英國は英國人の集りたるものなり。日本人も英國人も等しく天地の間の人なれば、互に其權義を妨るの理なし。一人が一人に向て害を加ふるの理なくば、二人が二人に向て害を加ふるの理もなかる可し。百萬人も千萬人も同様のわけにて、物事の道理は人數の多少に由て變ず可らず。今世界中を見渡すに、文明開化とて文字も武備も盛んにして富強なる國あり、或は蠻野未開とて文武ともに不行届にして貧弱な國あり。一般に歐羅巴、亞米利加の諸國は富で強く、亞細亞、阿弗利加の諸國は貧にして弱し。されどもこの貧富強弱は國の有様なれば、固より同じかる可らず。然るに今自國の富強なる勢を以て貧弱なる國へ無理を加へんとするは、所謂力士が腕の力を以て病人の腕を握り折るに異ならず、國の

權義に於て許す可らざることなり。近くは我日本國にても、今日の有様にては西洋諸國の富強に及ばざる所あれども、一國の權義に於ては厘毛の輕重あることなし。道理に戻りて曲を蒙るの日に至ては、世界中を敵にするも恐るるに足らず。初編第六葉(本書)にも云へる如く、日本國中の人民一人も残らず命を棄てて國の威光を落さずとはこの場合なり。加之貧富強弱の有様は天然の約束に非ず、人の勉と不勉とに由て移り變る可きものにて、今日の愚人も明日は智者と爲る可く、昔年の富強も今世の貧弱と爲る可し。古今其例少なからず。我日本國人も今より學問に志し氣力を盡して先づ一身の獨立を謀り、隨て一國の富強を致すことあらば、何ぞ西洋人の力を恐るるに足らん。道理あるものはこれに交り、道理なきものはこれを打拂はんのみ。一身獨立して一國獨立するとは此事なり。

一身獨立して一國獨立する事

前條に云へる如く、國と國とは同等なれども、國中の人民に獨立の氣力なきときは一國獨立の權義を伸ること能はず。其次第三箇條あり。

第一條 獨立の氣力なき者は國を思ふこと深切ならず。

獨立とは自分にて自分の身を支配し他に依りすがることなきを云ふ。自から物事の理非を辨別して處置を誤ることなき者は、他人の智恵に依らざる獨立なり。自から心身を勞して私立の活

計を爲す者は、他人の財に依らざる獨立なり。人々この獨立の心なくして唯他人の力に依りすがらんとのみせば、全國の人は皆依りする人のみにてこれを引受ける者はなかる可し。これを譬へば盲人の行列に手引なきが如し、甚だ都合ならずや。或人云く、民はこれに由らしむ可しこれを知らしむ可らず、世の中は目くら千人目あき千人なれば、智者上に在て諸民を支配し上の意に従はしめて可なりと。此議論は孔子様の流儀なれども、其實は大に非なり。一國中に人を支配するほどの才徳を備る者は千人の内一人に過ぎず。假にここに人口百萬人の國あらん、此内千人は智者にして九十九萬餘の者は無智の小民ならん。智者の才徳を以て此小民を支配し、或は子の如くして愛し、或は羊の如くして養ひ、或は威し或は撫じ、恩威共に行はれて其向ふ所を示すことあらば、小民も識らず知らずして上の命に従ひ、盜賊、人ごろしの沙汰もなく、國內安穩に治まることある可けれども、もと此國の人民、主客の二様に分れ、主人たる者は千人の智者にて、よきやうに國を支配し、其餘の者は悉皆何も知らざる客分なり。既に客分とあれば固より心配も少なく、唯主人にのみ依りすがりて身に引受ることなきゆゑ、國を患ふことも主人の如くならざるは必然、實に水くさき有様なり。國內の事なれば兎も角もなれども、一旦外國と戰爭などの事あらば其不都合なること思ひ見る可し。無智無力の小民等、戈を倒にすることも無かる可けれども、我々は客分のこと

なるゆゑ一命を棄るは過分なりとて逃げ走る者多かる可し。さすれば此國の人口、名は百万人なれども、國を守るの一段に至ては其人數甚だ少なく、逆も一國の獨立は叶ひ難きなり。

右の次第に付、外國に對して我國を守らんに自由獨立の氣風を全國に充滿せしめ、國中の人々貴賤上下の別なく、其國を自分の身の上に引受け、智者も愚者も目くらも目あきも、各其國人たるの分を盡さざる可らず。英人は英國を以て我本國と思ひ、日本人は日本國を以て我本國と思ひ、其本國の土地は他人の土地に非ず我國人の土地なれば、本國のためを思ふこと我家を思ふが如くし、國のためには財を失ふのみならず、一命をも抛て惜むに足らず。是即ち報國の大義なり。固より國の政を爲す者は政府にて、其支配を受ける者は人民なれども、こは唯便利のために雙方の持場を分ちたるのみ。一國全體の面目に拘はることに至ては、人民の職分として政府のみに國を預け置き傍よりこれを見物するの理あらんや。既に日本國の誰、英國の誰と、其姓名の肩書に國の名あれば、其國に住居し起居眠食自由自在なるの權義あり。既に其權義あれば亦隨て其職分なる可らず。

昔戰國の時、駿河の今川義元、數萬の兵を率ひて織田信長を攻めんとせしとき、信長の策にて桶狭間に伏勢を設け、今川の本陣に迫て義元的首を取りしかば、駿河の軍勢は蜘蛛の子を散らすが如く、戦ひもせずして逃げ走り、當時名高き駿河の今川政府も一朝に亡びて其痕なし。

近く兩三年前、佛蘭西と宇魯士との戰に、兩國接戰の初め、佛蘭西帝「ナポレオン」は宇魯士に生捕られたれども、佛人はこれに由て望を失はざるのみならず、益々憤發して防ぎ戦ひ、骨をさらし血を流し、數月籠城の後和睦に及びたれども、佛蘭西は依然として舊の佛蘭西に異ならず。彼の今川の始末に較れば日を同うして語る可らず。其故は何ぞや。駿河の人民は唯義元一人に依りすがり、其身は客分の積りにて、駿河の國を我本國と思ふ者なく、佛蘭西には報國の士民多くして國の難を銘々の身に引受け、人の勸を待たずして自から本國のために戦ふ者あるゆゑ、斯る相違も出來しことなり。これに由て考ふれば、外國へ對して自國を守るに當り、其國人に獨立の氣力ある者は國を思ふこと深切にして、獨立の氣力なき者は不深切なること推して知る可きなり。

第二條 内に居て獨立の地位を得ざる者は外に在て外國人に接するるときも亦獨立の權義を伸ること能はず。

獨立の氣力なき者は必ず人に依頼す、人に依頼する者は必ず人を恐る、人を恐るる者は必ず人に諛ふものなり。常に人を恐れ人に諛ふ者は次第にこれに慣れ、其面の皮鐵の如くなりて、恥づ可きを恥ぢず、論ず可きを論ぜず、人をさへ見れば唯腰を屈するのみ。所謂習性とな爲るとは此事にて、慣れたることは容易に改め難きものなり。譬へば今、日本にて平民に苗字乘馬を許し、裁判所の風も改まりて、表向は先づ士

族と同等のやうなれども、其習慣俄に變ぜず、平民の根性は依然として舊の平民に異ならず、言語も賤しく應接も賤しく、目上の人に逢へば一言半句の理窟を述ること能はず、立てと云へば立ち、舞へと云へば舞ひ、其柔順なること家に飼たる瘦犬の如し。實に無氣無力の鐵面皮と云ふ可し。昔鎖國の世に舊幕府の如き窮屈なる政を行ふ時代なれば、人民に氣力なきも其政事に差支へざるのみならず却て便利なるゆゑ、故さらにこれを無智に陥れ無理に柔順ならしむるを以て役人の得意とせしことなれども、今外國と交るの日に至てはこれがため大なる弊害あり。

譬へば田舎の商人等、恐れながら外國の交易に志して横濱などへ來る者あれば、先づ外國人の骨格逞ましきを見てこれに驚き、金の多きを見てこれに驚き、商館の洪大なるに驚き、蒸氣船の速きに驚き、既に已に膽を落して、追々この外國人に近づき取引するに及では、其掛引のするときに驚き、或は無理なる理窟を云掛けらるることあれば當に驚くのみならず其威力に震ひ懼れて、無理と知りながら大なる損亡を受け大なる恥辱を蒙ることあり。こは一人の損亡に非ず、一國の損亡なり。一人の恥辱に非ず、一國の恥辱なり。實に馬鹿らしきやうなれども、先祖代々獨立の氣を吸はざる町人根性、武士には窘められ、裁判所には叱られ、一人扶持取る足輕に逢ては御旦那様と崇めし魂は腹の底まで腐れ付き、一朝一夕に洗ふ可らず、斯る臆病神の手下共が、彼の大膽不敵なる外國人に逢て、膽

をぬかるるは無理ならぬことなり。是即ち内に居て獨立を得ざる者は外に在ても獨立すること能はざるの證據なり。

第三條 獨立の氣力なき者は人に依頼して惡事を爲すことあり。

舊幕府の時代に名目金とて、御三家などと唱る權威強き大名の名目を借て金を貸し、隨分無理なる取引を爲せしことあり。其所業甚だ惡む可し。自分の金を貸して返さざる者あらば、再三再四力を盡して政府に訴ふ可きなり。然るに此政府を恐れて訴ることを知らず、きたなくも他人の名目を借り他人の暴威に依て返金を促すとは卑怯なる舉動ならずや。今日に至ては名目金の沙汰は聞かざれども、或は世間に外國人の名目を借る者はあらずや。余輩未だ其確證を得ざるゆゑ明にここに論ずること能はざれども、昔日の事を思へば今の世の中にも疑念なきを得ず。此後萬々一も外國人雜居などの場合に及び、其名目を借て奸を働く者あらば、國の禍實に云ふ可らざる可し。故に人民に獨立の氣力なきは其取扱に便利などとして油斷す可らず。禍は思はぬ所に起るものなり。國民に獨立の氣力愈少なければ、國を賣るの禍も亦隨て益々大なる可し。即ち此條の初に云へる人に依頼して惡事を爲すとは此事なり。

右三箇條に云ふ所は皆人民に獨立の心なきより生ずる災害なり。今の世に生れ苟も愛國の意あらん者は、官私を問はず先づ自己の獨立を謀り、餘力あらば他人の獨立を助け成す可し。父

兄は子弟に獨立を教へ、教師は生徒に獨立を勧め、士農工商共に獨立して國を守らざる可らず。概してこれを云へば、人を束縛して獨り心配を概るより、人を放て共に苦樂を與にするに若かるなり。

(明治六年十二月)

學問のすすめ四編

學者の職分を論ず

近來竊に識者の言を聞くに、今後日本の盛衰は人智を以て明に計り難しと雖ども、到底其獨立を失ふの患はなる可しや、方今日擊する所の勢に由て次第に進歩せば、必ず文明盛大の域に至る可しやと云て、これを問ふ者あり。或は其獨立の保つ可きと否とは、今より二三十年を過ぎざれば明にこれを期すること難かるべしと云て、これを疑ふ者あり。或は甚しく此國を蔑視したる外國人の説に従へば、逆も日本の獨立は危しと云て、これを難する者あり。固より人の説を聞いて遽にこれを信じ我望を失するには非ざれども、畢竟この諸説は我獨立の保つ可きと否とに就ての疑問なり。事に疑あらざれば問の由て起る可き理なし。今試に英國に行き、貌利太の獨立保つ可きや否と云てこれを問はば、

人皆笑て答る者なかる可し。其答る者なきは何ぞや、これを疑はざればなり。然ば則ち我國文明の有様、今日を以て昨日に比すれば或は進歩せしに似たることあるも、其結局に至ては未だ一點の疑あるを免れず。苟も此國に生れて日本人の名ある者は、これに寒心せざるを得んや。今我輩も此國に生れて日本人の名あり、既に其名あれば亦各其分を明にして盡す所なかる可らず。固より政の字の義に限りたる事を爲すは政府の任なれども、人間の事務には政府の關する可らざるものも亦多し。故に一國の全體を整理するには、人民と政府と兩立して始て其成功を得可きものなれば、我輩は國民たるの分限を盡し、政府は政府たるの分限を盡し、互に相助け以て全國の獨立を維持せざる可らず。

都て物を維持するには力の平均なかる可らず。譬へば人身の如し。これを健康に保たんとするには、飲食なかる可らず、大氣光線なかる可らず、寒熱瘴外より刺衝して内よりこれに應じ、以て一身の働を調和するなり。今俄にこれの外物の刺衝を去り、唯生力の働く所に任してこれを放頓することあらば、人身の健康は一日も保つ可らず。國も亦然り。政は一國の働なり。この働を調和して國の獨立を保たんとするには、内に政府の力あり、外に人民の力あり、内外相應じて其力を平均せざる可らず。故に政府は猶生力の如く、人民は猶外物の刺衝の如し。今俄にこの刺衝を去り、唯政府の働く所に任してこれを放頓することあらば、國の獨立は一日も保つ

可らず。苟も人身窮理の義を明にし、其定則を以て一國經濟の議論に施すことを知る者は、此理を疑ふことなかる可し。

方今我國の形勢を察し、其外國に及ばざるものを舉れば、曰學術、曰商賈、曰法律、是なり。世の文明は専ら此三者に關し、三者舉らざれば國の獨立を得ざることを識者を俟たずして明なり。然るに今我國に於て一も其體を成したるものなり。

政府一新の時より、在官の人物力を盡さざるに非ず、其才力亦拙劣なるに非ずと雖ども、事を行ふに當り如何ともす可らざるの原因ありて意の如くならざるもの多し。其原因とは人民の無知文盲即是なり。政府既に其原因の在る所を知り、頻りに學術を勧め法律を議し商法を立るの道を示す等、或は人民に説諭し或は自から先例を示し百万其術を盡すと雖ども、今日に至るまで未だ實效の舉るを見ず。政府は依然たる專制の政府、人民は依然たる無氣無力の愚民のみ、或は僅に進歩せしことあるも、これがため勞する所の力と費す所の金とに比すれば、其奏功見るに足るもの少なきは何ぞや。蓋し一國の文明は獨り政府の力を以て進む可きものに非ざるなり。

人或は云く、政府は暫く此愚民を御するに一時的の術策を用ひ、其智徳の進むを待て後に自から文明の域に入らしむるなりと。此説は言ふ可くして行ふ可らず。我全國の人民數千百年專制の政治に窘められ、人々其心に思ふ所を發露す

る能はず、欺て安全を偷み詐て罪を遁れ、欺詐の術策は人生必需の具と爲り、不誠不實は日常の習慣と爲り、恥る者もなく怪む者もなく、一身の廉恥既に地に拂て盡きたり、豈國を思ふに遑あらんや。政府はこの惡弊を矯めんとて益虛威を張り、これを嚇しこれを叱し、強て誠實に移らしめんとして却て益不信に導き、其事情恰も火を以て火を救ふが如し。遂に上下の間隔絶して各一種無形の氣風を成せり。其氣風とは所謂「スピリット」なるものにて、俄にこれを動す可らず。近日に至り政府の外形は大に改りたれども、其專制抑壓の氣風は今尙存せり。人民も稍權利を得るに似たれども、其卑屈不信の氣風は依然として舊に異ならず。此氣風は無形無體にして、遽に一個の人に就き一場の事を見て名狀す可きものに非ざれども、其實の力は甚だ強くして、世間全體の事跡に顯はるるを見れば、明に其處に非ざるを知る可し。試に其一を學て云はん。今在官の人物少なしとせず、私に其言を聞き其行を見れば、概皆闊達大度の士君子にて、我輩これを間然する能はざるのみならず、其言行或は慕ふ可きものあり。又一方より云へば平民と雖ども悉皆無氣無力の愚民のみに非ず、萬に一人は公明誠實の良民もある可し。然るに今此士君子、政府に會して政を爲すに當り、其爲政の事跡を見れば我輩の悦ばざるもの甚だ多く、又彼の誠實なる良民も、政府に接すれば忽ち其節を屈し、偽詐術策以て官を欺き嘗て恥るものなし。此士君子にして此政を施し、

此民にして此賤劣に陥るは何ぞや。恰も一身兩頭あるが如し。私に在ては智なり、官に在ては愚なり。これを散すれば明なり、これを集れば暗なり。政府は衆智者の集る所にして一愚人の事を行ふものと云ふ可し。豈怪まざるを得んや。畢竟其然る由縁は、彼の氣風なるものに制せられて人々自から一個の働を逞うすること能はざるに由て致す所ならん乎。維新以來政府にて學術、法律、商賣等の道を興さんとして效驗なきも、其病の原因は蓋しここに在るなり。然るに今一時の術を用て下民を御し其知徳の進むを待つとは、威を以て人を文明に強ふるもの歟、然らざれば欺て善に歸せしむるの策なる可し、政府威を用れば人民は偽を以てこれに應ぜん、政府欺を用れば人民は容を作てこれに従はんのみ。これを上策と云ふ可らず。假令ひ其策は巧なるも、文明の事實に施して益なかる可し。故に云く、世の文明を進むるには唯政府の力のみ

に依頼す可らざるなり。

右所論を以て考れば、方今我國の文明を進むるには、先づ彼の人心に浸潤したる氣風を一掃せざる可らず。之を一掃するの法政府の命を以てし難し、私の説諭を以てし難し、必ずしも人に先づて私に事を爲し、以て人民の由る可き標的を示す者なかる可らず。今此標的と爲る可き人物を求るに、農の中にあらざ、商の中にあらざ、又和漢の學者中にも在らず、其任に當る者は唯一種の洋學者流あるのみ。然るに又これに依頼す可らざるの事情あり。近來此流の人漸く

世間に増加し、或は横文を講じ或は譯書を読み、専ら力を盡すに似たりと雖ども、學者或は字を讀て義を解さざる歟、或は義を解してこれを事實に施すの誠意なき歟、其所業に就き我輩の疑を存するもの尠からず。其疑を存するとは、此學者士君子、皆官あるを知て私あるを知らず、政府の上に立つの術を知て、政府の下に居るの道を知らざるの一事なり。畢竟漢學者流の惡習を免かれざるものにて、恰も漢を體にして洋を衣にするが如し。試に其實證を擧て云はん。方今世の洋學者流は概皆官途に就き、私に事を爲す者は僅に指を屈するに足らず。蓋し其官に在るは唯利足れ食るのためのみに非ず、生來の教育に先入して只管政府に眼を着し、政府に非ざれば決して事を爲す可らざるものと思ひ、これに依頼して宿昔青雲の志を遂んと欲するのみ。或は世に名望ある大家先生と雖どもこの範圍を脱するを得ず、其所業或は賤むべきに似たるも、其意は深く咎るに足らず、蓋し意の惡しきに非ず、唯世間の氣風に酔て自から知らざるなり。名望を得たる士君子にして斯の如し。天下の人豈其風に倣はざるを得んや。青年の書生僅に數卷の書を讀めば乃ち官途に志し、有志の町人僅に數百の元金あれば乃ち官の名を假りて商賣を行はんとし、學校も官許なり、説教も官許なり、牧牛も官許、養蠶も官許、凡そ民間の事業、十に七八は官の關せざるものなし。是を以て世の人心益其風に靡き、官を慕ひ官を頼み、官を恐れ官に陥ひ、毫も獨立の丹心を發露する者なく

して、其醜體見るに忍びざることなり。譬へば方今出版の新聞紙及び諸方の上書建白の類も其一例なり。出版の條令甚しく嚴なるに非ざれども、新聞紙の面を見れば政府の忌諱に觸ることは絶て載せざるのみならず、官に一毫の美事あれば漫にこれを稱譽して其實に過ぎ、恰も娼妓の客に媚るが如し。又彼の上書建白を見れば其文常に卑劣を極め、妄に政府を尊崇すること鬼神の如く、自から賤ずること罪人の如くし、同等の人間世界にある可らざる虛文を用ひ、恬として恥る者なし。此文を讀て其人を想へば唯狂人を以て評すべきのみ。然るに今この新聞紙を出版し或は政府に建白する者は、概皆世の洋學者流にて、其私に就て見れば必ずしも娼妓に非ず、又狂人にも非ず。然るに其不誠不實、斯の如きの甚しきに至る所以は、未だ世間に民權を首唱する實例なきを以て、唯彼の卑屈の氣風に制せられ其氣風に雷同して、國民の本色を見はし得ざるなり。これを概すれば日本には唯政府ありて未だ國民あらざと云ふも可なり。故に云く、人民の氣風を一洗して世の文明を進むるには、今の洋學者流にも亦依頼す可らざるなり。

前條所記の論説果して是ならば、我國の文明を進めて其獨立を維持するは、獨り政府の能する所に非ず、又今の洋學者流も依頼するに足らず、必ず我輩の任ずる所にして、先づ我より事の端を開き、愚民の先を爲すのみならず、亦彼の洋學者流のために先驅して其向ふ所を示さざ